

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.28

法令名	美容師法
根拠条項	第10条第2項
処分の概要	美容業の停止
法令の定め	<p>第10条第2項 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p> <p>第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。</p> <p>第8条 美容師は、美容の業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。二 皮ふに接する布片を客1人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること。三 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
処分基準	<p>法令に定める他、次の通知による</p> <p>・行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等の施行について 昭和58年12月23日 環企第128号 厚生省環境衛生局長通知</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.29

法令名	美容師法
根拠条項	第15条
処分の概要	美容所の閉鎖命令
法令の定め	<p>第15条 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせたときは、期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>2 当該美容所において業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が、美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。</p> <p>第12条の3 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。</p> <p>第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 常に清潔に保つこと。二 消毒設備を設けること。三 採光、照明及び換気を十分にすること。四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
処分基準	個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No. 60

法 令 名	美容師養成施設指定規則
根 拠 条 項	第 12 条
処 分 の 概 要	美容師養成施設の指定の取消し
法 令 の 定 め	(指定の取消し) 第十二条 指定養成施設所在地の都道府県知事は、指定養成施設が第三条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設立者が第五条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき若しくは定員を超えて生徒を入所させているときは、その指定を取り消すことができる。 2 第六条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
審 査 基 準	法令の定めによる
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm